

# 地域公共交通の活性化及び再生の促進 に関する基本方針 変更のポイント

---



平成26年11月20日

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部

- 我が国では従来、公共交通網の形成は、民間事業者の能力を活用して、利用者のニーズを前提として、それに対応するよう輸送サービスを提供するという形で進められてきたところ。
- しかしながら、今後見込まれる人口の急激な減少に伴い、特に地方部においては、民間事業者による独立採算ベースでの輸送サービスの提供が不可能となる地域が増加するおそれ。
- 他方、高齢化の進展に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域では、自治体をはじめとして交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって交通網を形成することが不可欠。
- さらに、地方の中小の都市部など、民間事業者による輸送サービスの提供が可能なエリアにおいても、まちづくり施策、観光施策などと十分に連携して交通施策を進めることにより、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進していくことが求められている。

このような状況の下、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという交通政策基本法（平成25年法律第92号）の基本理念を踏まえつつ、地域の経済社会的活動の基盤である地域公共交通網の確保が喫緊の課題。

# 一. 持続可能な地域公共交通網の形成に資する 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標

---

- 急速な少子高齢化・人口減少社会において、都市の再生や地域の活力の向上及び持続的発展を実現するためには、コンパクトなまちづくりとともに、拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網の充実が必要不可欠。
- 民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図る。

### 住民、来訪者の移動手段の確保

○日常生活上不可欠な移動に加え、地域公共交通の維持・改善により文化活動やコミュニティ活動、「遊び」のための活動、その他様々な活動のための外出を容易にすることを通じて、外出機会を増加。

### 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等

- ①安全・安心な運送サービスの提供  
持続可能で安全・安心な運送サービスを提供できる健全な事業体制を確保するとともに、こうしたサービスを担う運転者等の人材不足の改善を図っていくことが重要。
- ②シームレスな運送サービスの提供
- ③定時性の確保、速達性の向上
- ④乗りたくなるサービスの提供

### 地域社会全体の価値向上

○地域公共交通の活性化・再生は、交通分野の課題の解決にとどまらず、中長期的・短期的なまちづくりにおいても重要。また、観光振興や健康、福祉、環境など様々な分野で大きな効果をもたらす。

#### ① コンパクトなまちづくりの実現

- コンパクトなまちづくりの実現により市街地の拡散に伴う低密度化を抑制し、人口密度の維持を図る。
- その実効性を担保するため、諸機能が集約した拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網を再構築。

#### ② まちのにぎわいの創出や健康増進

- まちのにぎわいの創出、歩いて暮らせるまちづくりによる健康増進といった観点から、地域公共交通による移動の利便性を向上させ、公共交通と自家用車で適切に役割分担。

#### ③ 観光振興施策との連携による人の交流の活発化

- 便利で利用しやすい公共交通は観光地等の魅力増大に資するとともに、車両や運送サービス自体が観光資源となる場合も。
- 地域公共交通の充実により、観光旅客等の来訪者の移動の利便性や回遊性を向上。

## 二. 地域公共交通網形成計画の作成

---

# 1 形成計画の記載事項 (1) 基本的な方針

○地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

## ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

○地域戦略と一体で地域公共交通を考えることにより、人々が集う拠点や観光スポットにおける公共交通の利便性を高め、地域公共交通のサービス充実と利用者増加とを一体で実現。

○医療、福祉等の都市機能の集積と公共交通沿線への居住の誘導によるコンパクトなまちづくりの実現のため、多様な交通サービスの導入と有機的な組合せなどの公共交通の再編を一体的に展開。

## ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

○人口密度や自然条件等の地域特性に応じ、多様な交通手段を有機的に組み合わせ、身の丈に合った新たな地域公共交通網を形成。

## ②地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成

○地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、交通機関相互の連携を十分に図るとともに、公共交通網の効率性を向上。

○公的支援のあるサービスは公的支援のないサービスを補完するものとして位置付け。

## ④住民の協力を含む関係者の連携

○地域公共交通は、コミュニティの形成に当たって不可欠な地域の共有財産。

○住民のニーズを的確に反映させるだけでなく、住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行うことが必要。

## 区域

### 広域性の確保

- 当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、個別・局所的にならないよう留意。
- 区域の検討に当たり、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して取り組む。

### 複数の形成計画の策定

- 合併により広大な面積を有する市町村、離島を含む市町村など、市町村の行政区域中に複数の交通圏が存在する場合も。
- このような場合には、単独で又は他の地方公共団体と共同して、複数の形成計画の作成が可能。
- 広域的な形成計画が作成された場合において、当該形成計画の区域と一部区域が重複する交通圏が存在する場合は、当該交通圏について別の形成計画の作成が可能。
- ただし、両形成計画の整合性の確保が必要不可欠。

## 目標

- (1)の基本的な方針に即して、目標を設定。
- 地域の関係者が共通認識を持って取組を推進することができるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定。
- 公共交通サービスが現状においてどのレベルにあるかをできる限り客観的に認識した上で、地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示。
- 公共交通の利用状況に関する目標は、その達成自体が地域の将来像の実現に直結するものではない点に留意。
- 地域が目指す将来像の実現に貢献するような目標についても設定することが望ましい。



## 事業・実施主体

- 計画区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像を明らかにする。
- 目標を達成する上で必要となる路線等を明確化するとともに、各路線等におけるサービス水準の目安を設定することが考えられる。
- その上で、これらのサービスの実現のために必要な事業・実施主体を整理し、計画に記載。
- 既存路線の維持といった継続的な取組や、民間事業者による自主事業も含め、目標達成のために必要となる事業を網羅的に記載。
- 地域の関係者の間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保。

## 事業の着手時期・実施期間

- 着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載。
- 当面事業の実施の見込みがない場合は、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、具体化した段階で、形成計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加・修正。

## 達成状況の評価

- 形成計画に定めた数値目標と実績値を比較。
- ただし、評価に当たっては、地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意。
- 評価時期は、原則として計画期間の終了時又は形成計画の見直し時（必要に応じて、中間評価を実施することも可能）。
- 評価の結果に基づいて施策の充実等の検討を行うとともに、同計画の見直しに反映。
- 目標を着実に達成する観点から、計画に位置付けられた各種事業の実施状況を適切に管理。

## 計画期間

- 計画期間は、原則5年程度（ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能。）
- まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもあるため、形成計画は、中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成。
- 計画期間中又は計画期間終了時における計画見直しの手順等についても明示。

### 他の計画との連携

- 地域公共交通は地域社会全体の価値を向上させるための手段の一つ
  - その活性化及び再生は、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野と密接な関係を有する。
  - このため、形成計画を作成する地域において
    - ・ **立地適正化計画**（都市再生特別措置法）
    - ・ **観光圏整備計画**（観光圏整備法）
    - ・ 地方公共団体実行計画（地球温暖化対策進法）
- など、他の分野の計画が策定されている場合には、これらの計画と連携。

### 「都市の装置」

- 公共交通は「都市の装置」として重要であり、都市の将来像の骨格を形成。そのため、
  - ・ 都市計画
  - ・ 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法）
  - ・ 基本計画（中心市街地活性化法）
  - ・ 基本構想（バリアフリー法）
  - ・ 港湾計画（港湾法）との調和を確保。

## 構成員

- 地方公共団体の内部においても、交通部局のみならず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等を管轄する幅広い部局からの参画を期待。
- 日頃から当該交通を利用し、その実情をよく知る者の参画も欠かせない。
- 協議会の構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加可能。
- 必要な構成員の追加により、本法に基づく協議会に道路運送法に基づく地域公共交通会議等の他の協議会の機能を付加し、合同で開催するなど、事務負担の軽減が可能。

## 協議応諾義務

- 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、正当な理由がある場合を除き、形成計画の作成・実施に関する協議に応じなければならない。

## 結果尊重義務

- 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、結果を尊重しなければならない。

## 独占法上の留意点

- 協議会においては、**地域の目指すべき将来像や、形成計画の目標を達成する上で必要な公共交通サービスの水準等について、可能な限り具体的に協議が行われることが期待。**
- 一方、当該協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、**独占禁止法の規定に抵触しないよう留意。**
- このため、公共交通事業者の個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等の設定について協議する場合には、地方公共団体が個々の公共交通事業者との間で個別に協議。

### 三. 地域公共交通特定事業

---

## 地域公共交通特定事業

- 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、**地域公共交通再編事業**。
- 各々の事業の特性や、地域の特性等を踏まえた上で、形成計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、同計画に記載。

## 実施計画の認定

- 事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、一2に掲げる目標を実現し、地域における持続可能な地域公共交通網の形成に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断
- ①当該**実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであることが必要**。  
とりわけ、**再編実施計画の認定に当たっては、同計画の基礎となっている形成計画について、二1(1)に掲げる基本的な方針に沿って作成されているかどうかを踏まえ、判断**。
- ②実施計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、地域公共交通特定事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査。
- ③当該地域公共交通特定事業の実施のために各事業法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に適合するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査。

## 道路運送高度化事業に関する留意事項

- バス事業の高度化と併せて、道路管理者、公安委員会等が講ずる道路交通の円滑化に資する措置が必要。
- 連節バスの導入に当たっては、通常車両より多くの手続を要し、地方公共団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携・協力を得ることが円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密に協議。

## 海上運送高度化事業に関する留意事項

- 陸上の公共交通との円滑な乗継ぎを組み合わせなければ、地域のニーズを満たせない場合も多いことから、当該事業の実施と併せた、陸上の公共交通の再編や利便性向上策も実施することが望ましい。
- 運航に多くの燃料油を消費する海上運送事業の特性を踏まえ、新たな船舶の導入に際しては、経済性向上・環境負荷低減にも留意。

## 地域公共交通再編事業

- 地方公共団体は、再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（※ 法第27条の2）の全ての同意が必要。
- 運行を担う交通事業者の意向を無視してはならない。
- 他方、特定旅客運送事業者等においては、地域の関係者による取組に対して、可能な限り前向きな協力が期待される。正当な理由なく地方公共団体からの同意要請を拒否し、地域公共交通の再編を阻害することがあってはならない。
- 地域公共交通の再編に向けて、地方公共団体と交通事業者が緊密に連携して取り組むことが重要。

## 新規参入者の取扱い

- 再編事業の実施期間中に、当該事業の実施区域において新規参入者が現れた場合には、当該者の協議会への参加を促すとともに、再編実施計画を見直し、当該者も事業の実施主体として位置付けることが望ましい。
- 一方で、認定を受けた地域公共交通再編事業の実施区域において新たに一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者等からの事業許可等の申請があった場合には、国土交通大臣は、当該事業の許可等に際し、再編実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないか審査。
- さらに、国土交通大臣は、当該新規参入をした一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、その事業の経営により当該再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更の命令が可能。

## 四. 新地域旅客運送事業

---



## 新地域旅客運送事業

○鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業。

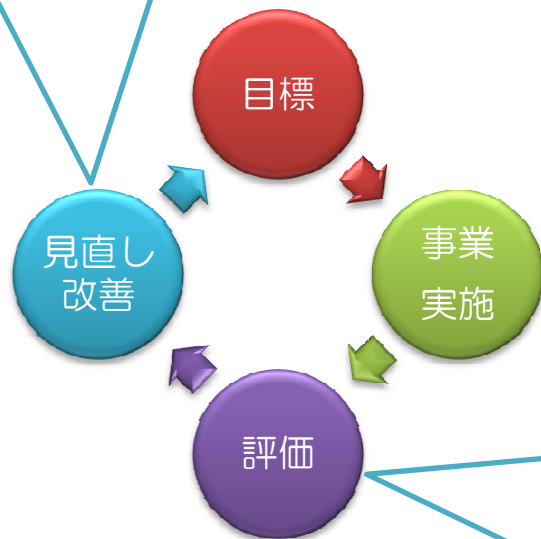
## 事業計画の認定

- 一 2 に掲げる目標を実現し、地域における持続可能な地域公共交通網の形成に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断。また、当該事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切であることが必要。
- あわせて、事業計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、新地域旅客運送事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査。
- これらの点に加え、当該新地域旅客運送事業の実施のために各事業法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に合致するとともに、欠格事由に該当しないか審査。

## 五. 事業の評価

---

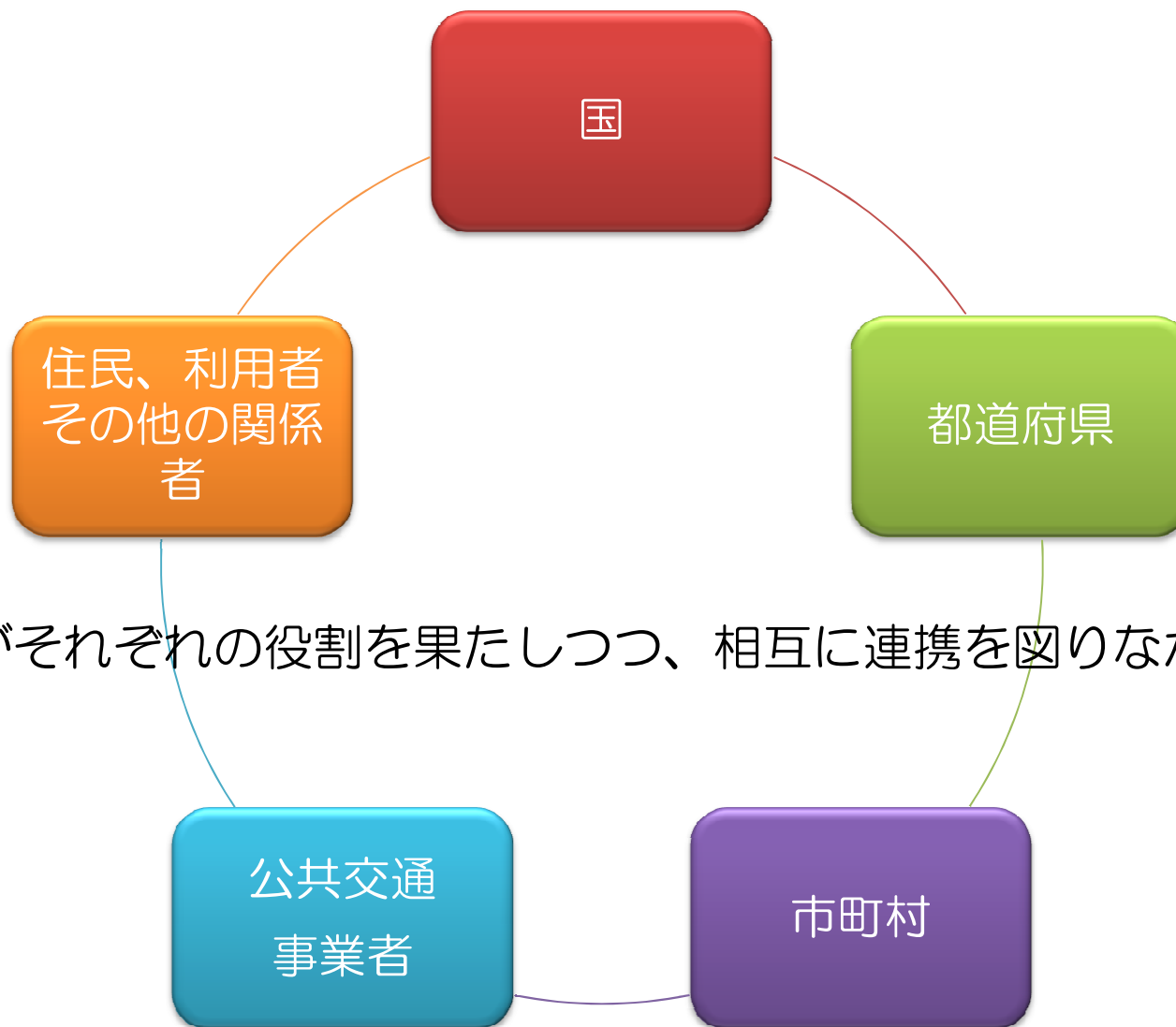
- 事業が効果的・効率的に実施されておらず、形成計画の目標の達成を阻害している場合には、事業の実施方法を見直し、改善。
- 各種事業が十分に効果的・効率的に実施されているにもかかわらず、形成計画の目標が達成されない場合には、事業内容が同計画の目標に照らして適切でない可能性もあるため、必要に応じて、事業内容を見直し。



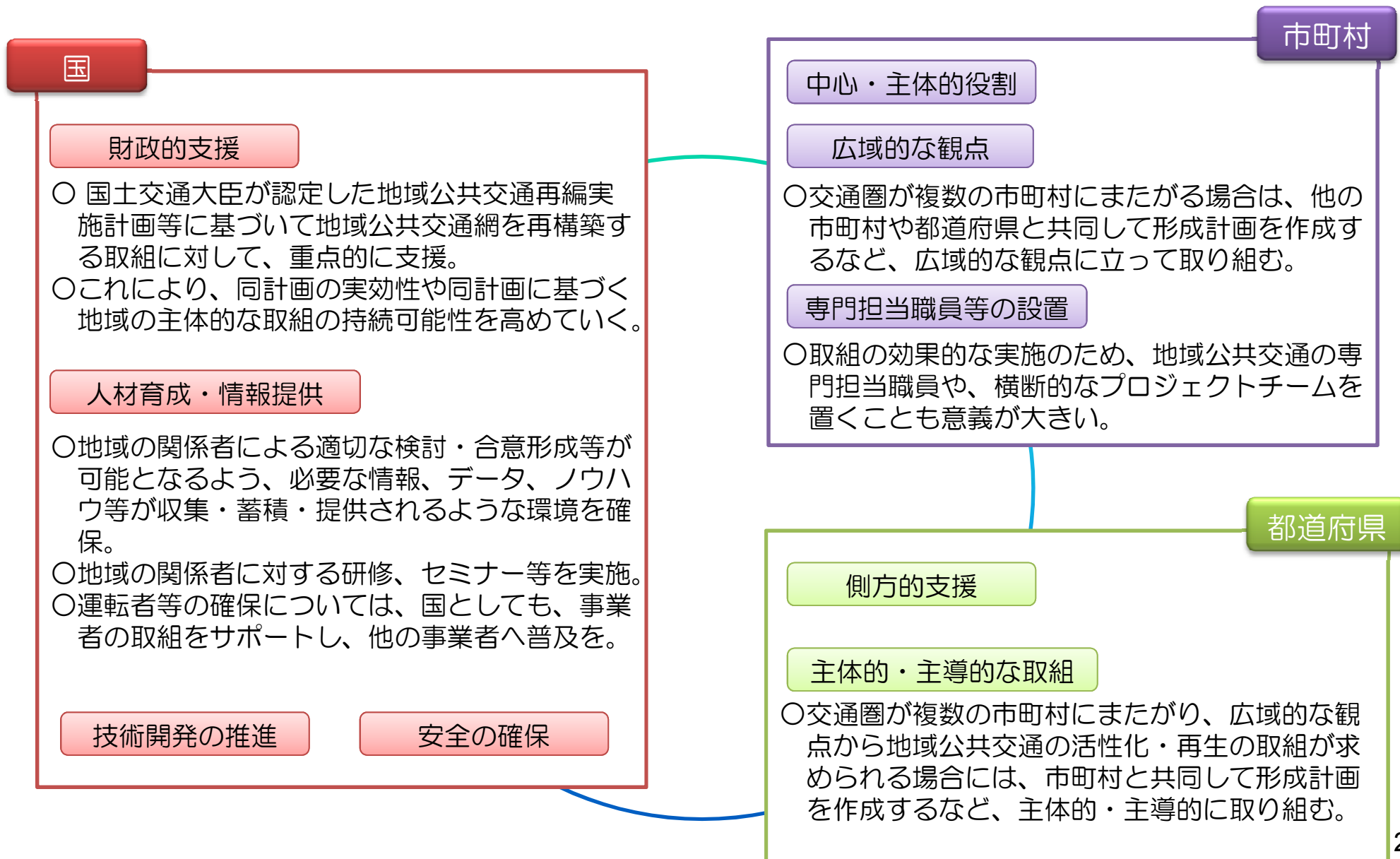
- 計画に掲げた数値目標の達成状況を評価するだけでなく、同計画に位置付けられた各種事業の実施状況を把握し、事業が効果的・効率的に実施されているかを定期的に評価。
- 形成計画の達成状況の評価は、原則として計画期間の終了時又は同計画の見直し時としているのに対し、同計画に基づく各種事業の評価については、より短期的・定期的に行うことが望ましい。
- 可能な限り定量的に評価を行うことが重要であるが、サービスの効率性や品質の向上自体は目的ではなく、形成計画の目標を効果的・効率的に達成するための手段。
- 評価に当たっては、地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意。

## 六. その他

---



関係者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら協力



# 1 関係者の役割

## 公共交通事業者

協議会等における協議に積極的に参画

運送サービスの質の向上

地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供

### 中心的役割

- 従来行ってきた事業のやり方にとらわれず、地域公共交通の利用減少を食い止め、回復していく取組を展開。
- こうした取組が利用者、地方公共団体等の関係者に理解されるよう説明・周知。
- 必要に応じ、地方公共団体に対し、形成計画の作成・変更を提案。

### 情報・データ提供

- 地域公共交通のあり方の検討に必要な情報・データの積極的提供。
- ※提供を受けた地方公共団体等による当該情報・データの適切な取扱い

## 住民、利用者その他の関係者

### 主体的役割

- 地域の関係者の一員として、主体的に、活性化・再生に向けた検討に参加。
- 公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の醸成、さらには、住民による公共交通の維持・運営など

## 2 関連する施策との連携

- 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化その他のまちづくりをはじめとして、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携。
- 個性あふれる地方の創生を図っていくことを念頭に置きつつ、関係する府省の連携の下、総合的に支援。
- 本省及び地方支分部局の双方において、まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていく。

このような取組を通じて、地域公共交通の活性化及び再生を図り、誰もが生き生きと暮らせる、持続可能で活力に満ちた地域社会の実現を目指していくことが必要。